

会 議 録 (概 要)

会議の名称	令和5年度第1回佐渡市空家等対策協議会
開催日時	令和5年7月6日(木) 13時30分開会 15時00分閉会
場所	金井コミュニティセンターホール
議題	協議題 (1) 特定空家等に対する措置方針並びに行政代執行計画(案)について 報告事項 (1) 特定空家の現状について (2) 両津夷地内大型建築物への安全対策 (3) 行政代執行費用納付命令取消請求事件の判決結果 (4) 新潟県宅建協会と連携した空家情報活用 (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	協議題(1)、報告議題(3)につき非公開 佐渡市情報公開条例第7条に定める公開しない情報について審議するため。
出席者	委員 会 長 伊 貝 秀 一 (市 長 代 理) 委 員 長 金 子 精 一 委 員 北 浦 結 花 委 員 安 藤 正 則 委 員 小 林 繁 喜 委 員 石 塚 尚 志 委 員 吉 田 サ ツ キ 委 員 鈴 木 智 幸 委 員 渋 木 悦 郎 関係部局 企画部 副部長兼総合政策課長 市橋 法子 地域振興部 副部長兼移住交流推進課長 渡邊 一哉 建設部 副部長兼建築住宅課長 大上 貴幸 消防本部 予防課長 小林 直樹 事務局 市民生活部長 金子 聡 市民生活部 生活環境課 課長 海老 斉 環境対策係長 池田 厚志 環境対策係主任 鶴間 啓夫

会議資料	別紙のとおり
傍聴人数	0人

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
伊貝副市長	<p>あいさつ</p> <p>本日は、令和5年度第1回佐渡市空家等対策協議会にご出席いただきましてありがとうございます。この空家に関する問題についてですが、人口減少や高齢化というような大きな問題に伴いまして、全国的にも大きな課題になっております。特に佐渡市の空家率につきましても、全国平均、あるいは新潟県内と比較しましても高い数字になっており、今後も市内の人口減少が進んでいく中、多くの空家が発生するだろうと想定しております。このような状況におきまして、計画的に空家対策を進めるためには、既に危険な状態になっている、いわゆる特定空家等への対応だけではなく、利用活用が可能な空家の流通促進、あるいは所有者自らが空家等の管理責任を負うことについて啓発を行うことも重要だと考えております。先般、一部新聞報道等でもありましたが、佐渡市におきまして、廃ホテル等の管理保全、あるいは大規模な空建築物の対応に苦慮しているところがございます。国におきましても、一部補助等において見直しをしておりますが、まだまだ安全対策を行うにあたっては、自治体の財政負担が大きいのが実態でございます。国等に対しては、さらに制度の確立、あるいは支援の要望等を行っていきたいと考えております。本日は、協議事項と報告を合わせまして、計7件の議題がございます。ぜひ、皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、今後の佐渡市の空家対策に反映していきたくと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局海老課長	<p>それでは会議に入らせていただきます。進行につきましては、佐渡市空家等の適切な管理に関する条例第16条第1項の規定により、協議会の会長である佐渡市長が議長を務めることになっておりますが、本日市長の代理として伊貝副市長が出席しておりますので、副市長に議長として議事進行をお願いいたします。伊貝副市長、よろしくお願いいたします。</p>
伊貝副市長	<p>では、私から議事を進めさせていただきます。早速ですが、協議題（1）特定空家等に対する措置方針並びに行政代執行計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><特定空家等に対する措置方針並びに行政代執行計画（案）について説明></p>

伊貝副市長	<p>協議題の最初の議案についての説明が終わりました。委員の皆様から質問等ありましたらお願いいたします。ご質問等ないようですので、今の議題の案件について、この協議会におきまして、この行政代執行の計画に沿って実施することについて同意をいただけるものと考えてよろしいでしょうか。異議がないようですので、同意をいただきました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。(1) 特定空家の現状について、と、(3) 行政代執行費用納付命令取消請求事件の判決結果まで、一括事務局より説明をしていただいでよろしいですか。お願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項です。資料No. 2になります。特定空家の現状についてです。1ページ目をご覧ください。平成29年度からの特定空家数の推移を掲載してございます。一番右側の列が令和4年度末の数値でございます。令和4年度末で十分な管理が行われていない管理不全空家等は、292軒と把握しております。令和4年度中には立ち入り調査を行いまして、18件を特定空家等に認定しております。特定空家等の所有者や相続人に対する助言・指導は再始動等を含めまして31件、勧告は再勧告を含め5件処置を講じております。特定空家等のうち、所有者自らが解体などにより対応を行った件数は、令和4年度中18件ございました。令和4年度末時点では差し引きをしまして、令和3年度末と同数の69件の特定空家が佐渡市内に存在する状態になっております。地区別の特定空家の状況は下の表に記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>続きまして、2ページ目をご覧ください。佐渡市では、市内の老朽化して危険な状態の空家を解体する方に対しまして、解体及び撤去にかかる経費の補助を行っております。補助額におきましては、木造建築につきましては補助1/2、上限80万円です。平成29年度から令和4年度までの6カ年の補助金交付実績を掲載してございます。令和4年度につきましては、予算として2000万円を予算計上しまして、実績件数は28件で例年より多い件数でございませう。28件すべてが木造建築の解体ということで、交付総額は1868万4000円、約93%の予算執行率でございませう。こちらの補助金につきましては、例年年度始め4月に市報、あるいはホームページで募集を行っております。特に特定空家等の所有者に対しましては、毎年個別に制度の案内文書・補助金の申請用紙をお送りしまして、所有者とご相談を含めていく中で1軒でも多くの特定空家の解消につながるよう努めております。今年度の補助事業につきましても、数年前に特定空家に認定された建築物について、所有者から解体の相談を受け、補助金の交付決定を行ったので、やはり周知等継続していくことが重要であると認識しております。特定空家等の現状報告は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項の(2)です。資料No. 3をご覧ください。両津夷地内の大型建築物廃ホテルに対する安全対策についてのご報告になります。この建物につきましては、ホテルが2018年頃に廃業したのち、会社の代表者が死亡、破綻管財人による手続きにつきましては2019年に中断となっております。事実上所有者が不存在の状態でございます。老朽化が非常に進んでおり、令和3年にも非常階段の落下の恐れがあるということがございまして、非常階</p>

	<p>段他落下の恐れがある部材の落下防止について、市の予算より緊急安全措置をとっております。今年に入りまして、4月21日に看板部材の一部が落下することにより、隣接するレンタカーの店舗の車両に被害が出ました。このため、市では空家等対策協議会の専門部会の有識者の皆様に依頼をし、屋上階の看板について現地調査を行いました。2ページ目に写真がございます。写真の通り、看板部材に腐食の進行が見られ、一部はすでに破損しているというところから、周辺への住宅・店舗、あるいは市道への影響等考慮し、早急な落下・危険防止の安全対策が必要であると判断しました。専門部会の意見をいただきまして、危険な看板3面のうち、最も落下の危険性が高い1面につきましては撤去、残り2面につきましては安全ネットで保護し、強風による危険防止を行うものとし、佐渡市の6月議会におきまして安全対策の予算計上を行いました。現在8月中の工事発注を目処に準備を進めておりますが、可能な限り速やかな安全対策を行いたいと考えております。今回の両津夷地内の大型建築物への安全対策につきましては以上になりますが、佐渡市内にはこのような廃ホテルなど大型建築物がたくさんあります。全国的にも多くの自治体が苦慮しておりますが、佐渡市においても同様に大変苦慮しております。両津夷地内大型建築物については以上になります。</p> <p><報告事項(3) 行政代執行費用納付命令取消請求事件の判決結果について説明></p> <p>報告事項の(1)～(3)までのご説明は以上になります。</p>
伊貝副市長	<p>説明が多岐にわたりました。わかりにくい部分もあるかと思えます。ご質問等いただければと思えます。</p>
石塚委員	<p>まず、資料No.2特定空家の現状についてですが、年度ごとに件数が一番上に出ています。件数は増加しています。一番下の特定空家等の件数は、平成30年度から言えば減っています。総数は増えていますが、特定空家の件数が減っているのは、どうお考えですか。</p>
事務局	<p>特定空家の所有者につきましては、認定されたのち、措置方針とあって所有者等に対応をとるよう措置・助言・指導等を行っております。その際に、補助金のご案内なども一緒に、なるべく速やかな措置をとるよう依頼をしております。そういった対応を自ら解体等対応をしていただくことで、一旦認定されたものも解体等対策をとっていただくものがございます。</p>
石塚委員	<p>解体等の件数が増えていますので、解体の補助などの効果が出ているとお考えですか。個人の対応、市の政策を含め、対応の結果、解体等が増えた結果特定空家は増えていない。総数は増えていますが、増えていないということはそういうことだと考えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>補助については、先ほど申しました特定空家の所有者に直接依頼をするというところで、そういったところでは非常に効果があるものと考えています。例えば島外の相続人だったりすると、相続はしたけど建物の状況を知らないという方もいらっしゃると思います。連絡をすることで初めて建物の状況を知って、そうならば解体したいというところもありますので、補助を活用していただきな</p>

	がら、件数としては新たに認定するものもありますが、横ばいという数値です。
石塚委員	次です。特定空家の状況についての表がありますが、まず確認です。括弧内は非住宅、非住宅というのは、店舗と工場だと思いますが、店舗との併用住宅はどこに含めれていますか。
事務局	併用のものは住宅として含んでおります。
石塚委員	わかりました。これを見ると、地域的な特性があるかわかりませんが、右欄、羽茂・赤泊については0。多いのは相川が特に多いですが、このへんの地域的な多い理由はありますか。
事務局	特定空家の認定につきましては、平成29年度から調査等行っております。その際に、事前の情報としまして、相川地区・両津地区の北側は危険な状態の空家が多いという情報をいただいていたことから、そちらのほうから調査を優先的に行いました。なので、はじめのほうは両津・相川の北のほうの空家が多かったということです。調査もこれから進めていっているのので、これから小木・羽茂・赤泊も入っていくと、そういったところも件数が増えてくると思います。
石塚委員	わかりました。解釈としては、右側の小木・羽茂・赤泊等の調査が完全に終わっていないというか、そういう状況で数字が少ないということですか。
伊貝副市長	今の関係のものは詳しい説明はしないということですか。
事務局	情報がまだないので。
伊貝副市長	今ほど2件の報告事項をさせていただきました。県の宅建協会との連携の関係と、特別措置法の一部改正について、まだ不透明なところがあるという説明がありました。この2件について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
安藤委員	今までも宅建協会は空家等について情報共有をして、島内の各業者が情報を共有して担当を決めていたのですが、今回改めて情報共有ということで協議の議題にあがっているのは、前回市のほうで、島内にある空家について、所有者がどういう意向を持っているのか調査をした結果をもとに、所有者が処分したいとか貸したいとか、そういった意向を島内の業者と情報共有をしながら利活用について相談の対応をしたいということで始まったものですが、今までの情報共有の体制と並行してやるのではなく、今までの情報共有の体制に乗せてやるほうが、一本化した流れとしてスムーズに情報共有がなされると思います。毎回佐渡市から新潟の宅建の支部に情報が流れて、流れた情報を支部は島内の業者に流します。そこには所有者の物件、所在地や住宅地図、空家になって何年経っているかの情報がありますが、それを受けて担当するかどうか、島内の各業者がこれなら担当したいということで支部に申し出て担当が決まります。この流れを今回のアンケートについた情報を同じような感じでやるほうがよいと思います。担当と相談しながら、今ここでどうこうということではありませんが、複雑な体制をとるよりも、今スムーズな流れがあるのであれば、それに乗せてやるほうが混乱しないのではないかと思います。
事務局	ブロックの局長さんと協議をしながら取り組みを進めているところでございます。空家の所有者の方がスムーズに活用に回せるような体制を協議しながら目指したいと思います。

石塚委員	今現在の空家バンク登録の話がありました、もうされているわけですよね？空家バンク登録の情報共有をしているかわかりませんが、空家バンク登録の話が、今やっている空家バンクの登録の方法と違う話になりますか。
渡邊移住交流推進課長	空家バンクの仕組みについては、空家を売りたい方が、島内不動産17業者ありますが、仲介で出た物件を市役所として空家バンクを運営しているホームページに載せ、そこで売り買いを公募するようなものです。今回の案件については、それとは情報の出し方が、空家バンクに載っているのは個人のお客様が売りたいというのが申し出があつて載せますが、今回は、資料No.5の物件についてはアンケート結果から、売りたいがどうしたらよいかわからないという方の情報を市から宅建協会へ流し、そこから営業をかけ空家バンクに載せていただく取り組みをしていただく、新しい流れです。
石塚委員	簡単に言うと、今までの話は本人が売ってくださいと言ってくる。そうではなく、アンケート調査の結果に基づいて、どうしたらよいかわからない人の情報を市から宅建に流し、宅建が本人と話をして載せる・載せないの話になるということですか。
渡邊移住交流推進課長	島内17事業者ありますが、すべての事業者の方に売りたいという情報に参画いただける事業者、手挙げいただくということで、12社がこの事業に協力いただいております。その方に対して、空家を売りたいがどうしたらよいかわからないという情報を流す仕組みです。それは新潟県宅建協会へ情報を流し、そこから仲介をしたい事業者の方12社のうちどなたかが手を挙げていただいて売り買いにつないでいただくという仕組みです。
石塚委員	二重になるのではなく、両方からという方法で情報を空家バンクに多く載せられるという考えですか。
渡邊移住交流推進課長	はい。今までは自分で売りたいと意識がはっきりした人が空家バンクをご利用していましたが、今回については、どうしたらよいかわからないという人の背中を押すような先進的な取り組みだと思っています。全国的にはここまでやっているところはないのかなと思っていますが、これは宅建業者の皆様が一生懸命協力しますので情報をくださいというところから始まった事業です。
石塚委員	わかりました。
小林委員	例えば、ある持ち主が空家バンクに登録したいと言えればすぐすればよいのではないですか。こういう物件がありますという情報を宅建協会に流せばよいだけで、市としては売買ができるわけないので、宅建をお持ちの業者の方が営業をかけて、それでよいのではないのでしょうか。流れがややこしいような。
渡邊移住交流推進課長	その点については、空家を売りたい・活用したい・利活用をお願いしたいという相談をしていただいた時には、直接不動産業者に仲介をしてもらうようにご案内します。今回の物件については、5年に1回空家調査をして、4000何百軒、活用できそうなものが2000何百軒ありますが、その中の、島外にいらっしゃって佐渡の空家についてはあまり関心がないような、どうしたらよいかわからないという方に、空家を新潟宅建協会と連携して売るところまで持って行きますよという仕組みであります。

石塚委員	積極的にアンケートの内容を見て、市から所有者に働きかけをするということですか。
渡邊移住交流推進課長	はい。廃屋に至らせたいための取り組みをする必要があると思っておりますので、利活用できるものを早めに次の人に移すという観点から、アンケートの中に、売りたいですかという項目、もし売りたいのであれば不動産業者に情報を出してよいですか、空家バンクを使いたいですかという確認をして、その中で比較的早く使っていただける状態を見るので、その情報を出すということです。
石塚委員	簡単に言うと、佐渡市が積極的にアンケートをもとにして廃屋にならないようにするために、こういうものがあります、不動産に紹介しますみたいなことを市としてやるということですか。
渡邊移住交流推進課長	はい。
伊貝副市長	他ありますか。
小林委員	私も今空家の調査で実際現場に行って話をすることもありますが、あるＩターンの人に空家が欲しいという相談も稀に年２・３件ありますが、市の空家バンクを見たか聞くと、良いのが載っていないと言います。ニーズと合わない。持ち主から、どうかしないといけないから市役所に聞いてみるかという段階だと、大体お金がかかって利活用がしにくくなっていく、現状で言うと。なので、移住交流推進課のほうで踏み込んだ形をとりたいのであれば、それ以前の管理不全などの本当の空家を調べて、事前にその方を調べて連絡をする。そして、空いている建物があるようですが、今だったら売れるかもしれませんよとか、空家バンクに登録しませんかという突っ込んだ形にしないと、大変になってくると思います。持ち主がアクションを起こす頃には、その建物は老朽化して住めなくなっているケースがかなり多いと思います。そのへんも頭に入れて、今後の方針を進められたほうがよいと思います。そうすると、多分前例がないということを言われますが、そのへんを作っていくのも一つの仕組みの中で面白いかと思います。
安藤委員	結局、佐渡市が５年に１回空家の調査をして、調査結果に基づいて、所有者がどうしようかという前に佐渡市の調査で挙げた情報を宅建業者が関与して、そして商品としての売り込み、所有者と接触をしながら努力していくのはよい機会なので、所有者が積極的な行動を起こす前に、我々がその情報を手に入れて、佐渡市と一緒に利活用に向けて努力するのが今の体制なので、よりスムーズに掲載するために、空家バンクは現在８軒くらいしかないのも、意外と少ないのかなと思うので、もっと数が増えれば、探している人の選択肢も増えるわけで、そういった方向に持って行く必要があると思います。
伊貝副市長	貴重なご意見いただきました。他いかがでしょうか。
石塚委員	特別措置法の改正の話ですが、県の説明が終わっていないということで、細かい内容についてお伺いしてもわからないと思うので、県の説明等が終わったあと、次の会議でという話でしたが、それ以前に資料等がいただければと思い

	ます。
伊貝副市長	<p>それは全委員さんにお配りするというので。あとはいかがでしょうか。それでは、(4)(5)の報告事項についてはこれで報告とさせていただきます。</p> <p>続けて、(6)民法・不動産登記法の改正及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の制定について、法務局佐渡支局 鈴木支局長様よりご説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>すでにご存じの方もいらっしゃると思いますが、法務省では、相続登記がされていない土地におきまして、法務局が保管しております不動産登記簿、所有者が判明しない、また所有者が判明していても所在不明で連絡がつかない、いわゆる所有者不明土地の解消という課題に直面しております。これまで、発生しております所有者不明土地の問題の対応につきましては、司法書士、家屋土地調査士の皆様のご協力を受けながら、相続登記による対応や表題部の所有者不明の解消作業も行っているというところでありますが、今後も所在者不明土地の発生の予防や利用の円滑化の観点から、令和3年4月に民法等の一部を改正する法律、また、土地所有権の国庫帰属に関する法律が成立しました。これについては、令和5年4月から段階的に施行されております。資料No.7所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが変わりますという資料になります。主なもの2点を説明します。1点目は、相続土地国庫帰属制度が本年の4月27日から施行されております。これは、人口減少や高齢化の進展を背景に、土地利用のニーズが低下する中で、土地の所有に対する負担感が広がって、所有者不明土地の予備軍になっているのではないかと指摘あります。一定の要件のもとではありますが、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣の承認を得ることによって、土地を手放して国庫に帰属させる制度になります。2点目としては、相続登記の申請の義務化が来年4月から施行になります。相続等によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から原則として3年以内に相続登記しなければならないと変わります。正当な理由が無い限り、違反した場合、10万円以下の過料の対象となります。それから、同じく令和6年4月1日から相続人の申告制度が始まります。登記簿上の所有者について、相続が開始したことと、自分が相続人の一人であることを申し出るものです。相続人の氏名と住所が登記されるということで、相続登記とは異なる制度となっています。その他、令和8年4月までに施行が予定されているものについては、特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度や、登記簿上所有者の住所が変更になった際の申請の義務化、こういったものが始まります。あと、民法の見直しというところで、所有者の所在を知ることができない土地建物、所有者の管理が不適當、その恐れがあるものについて、裁判所に申し出ることによって、管理人を選任してもらうことができます。また、不動産の共有制度や長期間経過後の遺産分割、相隣関係などについて民法の見直しがされていて令和5年4月から施行されています。</p>
伊貝副市長	ご質問等ございますか。

石塚委員	相続土地国庫帰属制度は始まっているわけですが、申請の状況は？
鈴木委員	新潟県内では十数件ほどあがっています。佐渡市でも1件ありました。
石塚委員	最終的に負担金の納付までは行っていない？
鈴木委員	まだ申請受付の段階です。
伊貝副市長	他いかがでしょうか。
市橋総合政策課長	そもそもの法改正の生じている問題が、2ページ目のところに書いてありますが、公共事業をする時に相続登記がされておらず、非常に難儀するケースが多いです。この制度が始まると、具体的におじいちゃんおばあちゃんの名義になっていて、今は孫が管理していたら所有者不明ではないですよね？だけど、相続登記の申請の義務化が始まれば、管理をしても登記はしないとイケないということですよね？そうすると、相続登記がされていないために、なかなか買収などできないというのがありますが、それがこれをやることによって所有者が明確になるということですね？それは、筆界未定の土地でも同じことですか。孫とかではなくその前の前のことになっていて、何十人というような相続がなされていない場合があります。それもこの義務化によってそうやって、さらに相続人の申告等が一人で相続人全員分まとめて申告できると書いてあるので、例えばひ孫くらいになるけれども、こういう相続人がいて、自分はどうで相続人ですと出せば、その方と交渉することで売却なりということですか。
鈴木委員	その通りです。
市橋総合政策課長	ありがとうございました。
小林委員	今のことで質問です。民法のルールの見直しのところに、共有物を利用しやすくするための見直しの一環下、残り共有者全員の同意で変更行為ができますと簡単にできそうな書き方をされていますが、この手続き等が簡単になるのでしょうか。
鈴木委員	共有者が同意しなければできなかつたと思います。地方裁判所に申し立てて、決定を受けた上でとなります。
小林委員	今までの法的な基準や、各関連法に対しての申請は変わらないという意味ですね？わかりました。
伊貝副市長	他いかがでしょうか。本日の議題は以上になりますが、全体を通しまして、何かございましたらお願いしたいと思います。
金子委員	空家の苦情があるかと思いますが、その苦情がどれくらいあるか、対応をどのようにされているか。
鶴間主任	苦情の正確な数字は持ち合わせておりませんが、年間通じて、100件まではいきませんが、数十件レベルあります。個別に物件を聞いて、例えば隣の家が危ないという苦情については、まず所有者がいるか、相続人がいるかを調べた上で、いれば適正管理を依頼する通知を発送します。現地の画像と共に、こういう状態なので適正に管理してくださいというのがスタートです。さらに進むと、特定空家等の検討に入ってくる段階になります。
小林委員	今回何十件か調査の依頼をされて、現状調査をした結果、今までと違いが出

	<p>てきているので、皆さんにお知らせしたいと思います。今までは、特定空家というかたちで、調査に行くと認定する率が高かった。ただ今回の調査に対しては、特定空家にならない建物がかかなり多かったです。なぜこんなことになるのか担当の方に聞きましたら、今までは近隣の方から、風が吹くと屋根が剥がれて、外壁が剥がれて、そういったものが飛んでくるから何とかしてほしいというクレーム的に出て来た物件を調査するのが多かったです。今回の場合は、持ち主から特定空家にするのと解体に補助金がもらえるから、持ち主から調査の依頼があるというところが結構多かったです。今までにない意向が感じられました。そうすると、パッと見て特定空家にならない建物を、お金を出して調査するのはもったいないなと今回感じました。そのへんは、大体こういうふうになると特定空家になるというのを、前もって知らしめておいたほうがよいのではないかと思います。</p>
伊貝副市長	<p>ありがとうございます。他いかがでしょうか。</p>
渋木委員	<p>情報提供というかたちで、新潟県が毎年国に政府要望しておりますので、それで簡単に報告いただきたいと思います。令和5年度・令和6年度の政府要望について簡単に答えさせていただきます。資料はございませんので口頭で説明させていただきます。新潟県では毎年度、各市町村からのご意見・ご要望等を踏まえまして、国の補助制度の創設や事業の拡充拡充等、正式に要望しております。まずは令和5年度要望に対する状況ですが、3点ございます。1つ目は、緊急的な対応を行うための即時執行規定について要望いたしまして、先ほど佐渡市さんからも説明がありましたが、空家等対策特別措置法が一部改正され、命令等の事前手続きを経る暇がない緊急時の代執行制度が新たに創設されています。2つ目は、大規模空き建築物の除却等に関する、十分な対応支援について要望いたしましたところ、建物解体時に発生する、吹付アスベストの処分など、通常想定される除却費と比較して、高額になるかりりまし費用に対し補助対象になっています。3つ目、安全措置に対する財政支援の拡充としまして、空家への防護ネットや危険部分の一部除去などの安全措置について要望いたしましたが、これにつきましては昨年度の段階では不採択となっております。</p> <p>続きまして、令和6年度の政府要望についてですが、先月2日・13日に花角知事と直接政府与党並びに関係省庁に要望を行っています。1つ目は先ほど不採択とお伝えしました、安全措置に対する財政支援につきまして、地方財政措置に対して財政支援を講じていただくよう、アスベストとは違ったその先には補助制度の創設という意味合いで要望しておりましたが、不採択であったことから、例えば地方交付税の方法で、財政支援をしていただけるよう要望しております。2つ目は、大規模空き建築物の除却等に対する十分な財政支援としまして、先ほどアスベストの除却については補助対象になった旨お伝えいたしましたが、そもそも建築物の解体・除却等を行う場合に多額の費用がかかりますので、地方財政措置を拡充するなど、十分な支援をいただくよう要望しています。最後3つ目でございますが、空家対策を促進するために必要な予算の確保ということで、国の空家対策総合支援事業の事業期間が令和7年度まで</p>

	<p>となっており、今後空家の利活用や除却の促進のため令和8年度以降も継続するよう要望しています。今年度は、各市町村のブロックに分けて、意見交換をする場がありますので、市町村からの要望を検討に出させていただきます、来年度の要望につなげていただければと思います。</p>
伊貝副市長	<p>それでは本日用意した議事については、これですべて終了となります。では進行を事務局にお願いします。</p>
海老生活環境課長	<p>委員の皆様、ご協議大変ありがとうございました。空家対策の推進について引き続き協議会委員の皆様からご協力を賜りたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で、令和5年度第1回佐渡市空家等対策協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>